

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【公開番号】特開2004-40073(P2004-40073A)

【公開日】平成16年2月5日(2004.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2004-005

【出願番号】特願2003-4559(P2003-4559)

【国際特許分類】

H 01 C 3/00 (2006.01)

H 01 C 7/00 (2006.01)

H 01 C 17/00 (2006.01)

H 05 K 1/16 (2006.01)

【F I】

H 01 C 3/00 Z

H 01 C 7/00 D

H 01 C 17/00 Z

H 05 K 1/16 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一及び第二面を有する導電層、並びに該導電層の第一面上に配置され、且つ該導電層の第一面とじかに接触している抵抗材を含む構造物であって、該導電層の第一面が3から10μmのRz(din)値及び2から20μmの平均ピークツーピーク波長を有する等方性表面粗さを有する構造物。

【請求項2】

該導電層が金属箔である請求項1に記載の構造物。

【請求項3】

該金属箔が銅、銀、ニッケル、白金、イリジウム、金、スズ、アルミニウム及びこれらの合金からなる群から選択される請求項2に記載の構造物。

【請求項4】

該ピークツーピーク波長が7から10μmである請求項1に記載の構造物。

【請求項5】

該抵抗材が白金を含む請求項1に記載の構造物。

【請求項6】

該抵抗材が更にイリジウム、ルテニウム又はこれらの混合物を含む請求項5に記載の構造物。

【請求項7】

該抵抗材が100～10,000の厚さを有する請求項1に記載の構造物。

【請求項8】

a) 導電層の第一面が3から10μmのRz(din)値及び2から20μmの平均ピークツーピーク波長を有する等方性表面粗さを有している、第一面及び第二面を有する導電層を提供し；及びb) 該導電層の第一面上に抵抗材を析出する工程を含む抵抗性構造物

を製造する方法。

【請求項 9】

抵抗器が第一及び第二面を有する導電層、並びに該導電層の第一面上に配置され、且つ該導電層の第一面とじかに接触している抵抗材を含み、該導電層の第一面が3から10 μ mのRz(din)値及び2から20 μ mの平均ピークツーピーク波長を有する等方性表面粗さを有する、抵抗器を含むプリント配線基板。

【請求項 10】

第一面が3から10 μ mのRz(din)値及び2から20 μ mの平均ピークツーピーク波長を有する等方性表面粗さを有する、第一面及び第二面を有する導電箔。